

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）抄（第三条関係）
（傍線部分は改正部分、網掛けゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 医療法人</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 吸収分割及び新設分割（第六十条の二―第六十二条の十一）</p> <p>第七節 監督（第六十三条―第七十一条）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四十三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更、清算の結了、吸収分割（第六十二条の二第一項に規定する吸収分割をいう。第四十九条の二第一項第六号において同じ。）及び新設分割（第六十二条の六第一項に規定する新</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 医療法人</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 監督（第六十三条―第七十一条）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四十三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の結了の各場合に、登記をしなければならぬ。</p>	<p>（同上）</p> <p>（同上）</p>

設分割をいう。第四十九条の二第一項第六号において同じ。)の各場合に、登記をしなければならぬ。

2 (略)

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

一〜五 (略)

六 吸収分割及び新設分割

七 (略)

2 (略)

第五十一条の二 医療法人のうち厚生労働省

令で定めるものは、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表及び損益計算書を電子公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)その他の厚生労働省令で定める方法により公告しなければならない。

2 (略)

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。

一〜五 (略)

(新設)

六 (略)

2 (略)

(新設)

(同上)

第五十一条の三 (略)

第五十四条の二 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債（第五十四条の七において準用する会社法の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。

2 (略)

第六節 吸収分割及び新設分割

第六十二条の二 社団たる医療法人は、総社

第五十一条の二 (略)

第五十四条の二 社会医療法人は、救急医療等確保事業の実施に資するため、社員総会において議決された額又は寄附行為の定めるところにより評議員会において議決された額を限度として、社会医療法人債（第五十四条の七において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により社会医療法人が行う割当てにより発生する当該社会医療法人を債務者とする金銭債権であつて、次条第一項各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。以下同じ。）を発行することができる。

2 (略)

(新設)

(同上)

員の同意があるときは、吸収分割（医療法人が行う事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下同じ。）をし、又は吸収分割による承継（医療法人が他の医療法人の吸収分割に係る権利義務を分割後承継することをいう。以下同じ。）をすることが出来る。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割又は吸収分割による承継をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をし、又は吸収分割による承継をすることができる。

3 財団たる医療法人が吸収分割をし、又は吸収分割による承継をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 吸収分割は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可

について準用する。

第六十二条の三 第五十八条及び第五十九条の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、第五十八条中「前条第五項」とあるのは「第六十二条の二第四項」と、第五十九条第一項中「前条」とあるのは「第六十二条の三において準用する前条」と読み替えるものとする。

第六十二条の四 吸収分割による承継をする医療法人は、吸収分割をする医療法人の当該吸収分割に係る権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する当該吸収分割に係る権利義務を含む。）を承継する。

第六十二条の五 吸収分割は、吸収分割をする医療法人及び吸収分割による承継をする医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をす

ることによつて、その効力を生ずる。

第六十二条の六 一又は二以上の社団たる医

療法人又は財団たる医療法人は、新設分割

(一又は二以上の医療法人がその行う事業

に関して有する権利義務の全部又は一部を

分割により設立する医療法人に承継させる

ことをいう。以下同じ。)をすることができ

る。

2 社団たる医療法人が新設分割をするに

は、総社員の同意がなければならない。

3 財団たる医療法人が新設分割をするに

は、寄附行為に新設分割をすることができ

る旨の定めがあり、かつ、理事の三分の二

以上の同意がなければならない。ただし、

理事の同意について、寄附行為に別段の定

めがある場合は、この限りでない。

4 新設分割は、都道府県知事の認可を受け

なければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可

について準用する。

第六十二条の七 第五十八条及び第五十九条の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第五十八条中「前条第五項」とあるのは「第六十二条の六第四項」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第六十二条の七において準用する前条」と読み替えるものとする。

第六十二条の八 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合においては、定款の作製又は寄附行為その他新設分割による医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十二条の九 新設分割により設立される医療法人は、新設分割をする医療法人の当該新設分割に係る権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する当該新設分割に係

る権利義務を含む。)を承継する。

第六十二条の十 新設分割は、新設分割により設立される医療法人が、その主たる事務所所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十二条の十一 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の規定は、この法律の規定による吸収分割又は新設分割について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 (略)

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項、**第五十七条第五項、第六十二条の二第四項若しくは第六十二条の六第四項**の規定による認可をしない

第六節 (略)

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項**若しくは第五十七条第五項**の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により

(同上)

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項若しくは**第五十七条第四項**の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により

処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項

役員の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項

役員の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項

及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項（第五十七条第六項、**第六十二条の二第五項及び第六十二条の六第五項**において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）

及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七条第五項、第五十八条（**第六十二条の三及び第六十二条の七において準用する場合を含む。**）、**第六十二条の二第四項、第六十二条の六第四項**、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第二項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地の全ての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審

及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項（第五十七条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七條第五項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地の全ての都道府県に」と、

同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一

及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七條第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、

同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一

議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項、**第五十七****条第五項、第六十二条の二第四項及び****第六十二条の六第四項**の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項**及び第五十七****条第五項**の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

項ただし書の認可」と、第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項**及び第五十七****条第四項**の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する

場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇三 (略)

四 第五十一条の二の規定による公告を怠ったとき又は不正の公告をしたとき。

五 第五十一条の三の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。

六〇八 (略)

九 第五十八条(第六十二条の三及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)又は第五十九条第一項(第六十二条の三及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)

若しくは第三項(第六十二条の三及び第六十二条の七において準

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する

場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(新設)

四 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。

五〇七 (略)

八 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

(同上)

用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十・十一 (略)

九・十 (略)

○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号） 抄（第十一条の二関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>（会計）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 社会福祉法人のうち厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表及び収支計算書を電子公告（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）その他の厚生労働省令で定める方法により公告しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 第四十四条第四項の規定による公告を怠つたとき又は不正の公告をしたとき。</p> <p>五 第四十四条第五項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p>	<p>（会計）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 （略）</p> <p>第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p>

六
八
(略)

五
七
(略)

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案 抄 (傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三条の規定(医療法第三十条の三第一項の改正規定(「厚生労働大臣は」の下に「、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る。))を除く。)並びに<u>第十一条の二、第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定</u> 平成二十六年十月一日</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 政府は、地域における医療と介護の連携の状況等を勘案し、医</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三条の規定(医療法第三十条の三第一項の改正規定(「厚生労働大臣は」の下に「、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三条第一項に規定する総合確保方針に即して」を加える部分に限る。))を除く。)並びに<u>第二十条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定</u> 平成二十六年十月一日</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(新設)</p>

療法人、社会福祉法人、株式会社（医療又は介護を提供する事業に係る部分に限る。）その他の医療又は介護を提供する法人間の合併、分割、事業譲渡その他の組織再編の在り方並びに一定の医療法人及び社会福祉法人の連結計算書類の作成の義務化について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後一年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3| (略)

4| 政府は、第五条の規定による改正後の介護保険法第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給等に関し、しん酌する事情としての資産の状況の把握の方法及び要介護被保険者等の所有する固定資産を担保とした貸付制度の導入について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後一年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5| 政府は、第二十三条の規定による改正後の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第十條の二に規定する経過措置医療法人（以下この項において「経過措置医療法人」という。）から同条に規定する新医療法人への移行の状況等を勘案し、経過措置医療法人の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後一年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6| (略)

2| (略)

(新設)

(新設)

3| (略)

7|

(略)

4|

(略)